

保証制度のポイント

予約保証



保証対象者

下記のすべての要件を満たす中小企業者



将来的に発生するかもしれない緊急の資金ニーズに対応するため、予め保証付融資枠を確保するための制度です。



資格要件

決算書がないもの等(中小企業信用リスク情報(CRD)登録

できないもの) は対象外となり

同一事業歴3年以上かつ申込金融機関との与信取引が1年以上あるもの。 〈ただし、以下のいずれかに該当するものを除く〉

- (1)保証料率区分[1](信用ランク最下位)に該当するもの
- (2)創業者(事業開始後初年度のため、決算期未到来のもの)
- (3)個人で貸借対照表を作成していないもの(白色・青色申告を問わない)
- (4)法人成り、個人成り、事業継承、新設合併会社、新設分割会社等で事業 開始後初年度のため、決算期未到来のもの
- (5)連帯債務者



ます。

保証限度額

2,000万円以内

(小口零細企業保証制度を利用する場合は500万円以内)



資金使途

原則、運転資金※旧債決済資金は対象外



保証期間

事業資金:5年以内

(小口零細企業保証利用の場合は7年以内。ただし運転資金は5年以内。)



その他

- ※信用保証書発行後、貸付実行までの間に、次に定めるいずれかの事由が 生じたときは貸付が行われません。
- (1)申込人が、本制度に係る信用保証書を発行した信用保証協会の業務区 域内において事業を行わないこととなったとき。
- (2)申込人に対する債権について、延滞もしくは事故報告書の提出事由が 生じたとき。(申込金融機関の債権の他、他金融機関の債権も含む。)
- (3)信用状況の著しい悪化等により、申込金融機関が貸付を行うにつき適当でないと判断し、信用保証協会に対して申入れをしたとき。(信用状況の著しい悪化等(債権者区分の変更。反社会団体の介入や経営者の逮捕等))
- (4)信用保証協会が申込金融機関に対して申入れをしたとき。(他金融機関の延滞情報等が入ってきて、信用保証協会から申込不可と判断したときなど。)
 - ※予約期間は365日です。(信用保証書の有効期間)
 - ※通常の保証料率より1区分高い料率を適用します。
 - ※併用利用可能な制度は、小口零細企業保証(全国小口)のみです。